

社会福祉法人 江戸川菜の花の会
平成 25 年度 事業報告（主な取組み）

【基本方針について】

親亡き後の問題解決への取組みとして、事業検討部が中心となりアンケート調査を行った。調査対象者は法人が運営する事業所を利用する本人及び家族や支援者。アンケートの内容は将来、障害がある人たちが地域の中で生活して行くために何が必要であるか、現在どのように生活しているか？を本人と家族（支援者）にそれぞれ記入調査をした。アンケートの回収率は 60%前後でありやや情報不足を残す結果ではあるが、地域の中に生活の場としてのグループホーム設置の希望や、親に何かがあった時に対応してくれる緊急一時保護などの仕組みが欲しいという意見が多く聞かれた。これらの意見も取り入れ今後の法人事業計画を作成し推進して行く。

【本部運営会の組織規程への位置づけ】

9 月定例理事会に於いて、組織規程の中に本部運営会を正式に位置づけた。法人経営上発生する日常の課題に対し、それまでは任意な形により法人本部が中心に連絡調整的会議を開き対応していたが、組織的に確立したことによって責任の所在や物事の順序が明確となった。現場所長からの代表（理事）も加わり、現場への速やかな対応が可能となった。

【相談支援事業所の開設】

障害者総合支援法では、平成 24 年から平成 26 年の 3 か年以内に福祉サービスを受ける全員が、『サービス等利用計画』を作成しなければならないと定められており、その業務を担う「まある相談支援事業所」を平成 25 年 11 月に開設した。現段階での相談は法人内のものがほとんどとなっている。サービス等利用計画を個々の状況やニーズに合わせて作成する事で、今までよりサービスの広がりや内容の充実が図られるようになった。

【虐待防止委員会の活動】

平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行されたのを受け、25 年度には、全体研修のテーマにも取り上げ職員教育を行った。さらには虐待防止意識向上の目的を掲げて虐待防止委員会を法人、事業所にそれぞれ設置した。設置 1 年目の主な活動としては、第三者委員を中心にした法人に設置した委員会が全事業所を訪問し、事業所ごとの虐待防止意識を高める取り組みをした。

【人事委員会】

前年度より継続して作業を進めてきた人事考課検討委員会による『人事評価表』が完成し、それを受け人事委員会が所長を招集し『評価者会議』を実施した。『評価者会議』では評価内容の再度検討や進めて行く上での評価の注意点、進行スケジュール等の確認がなされた。平成 26 年度からは人事評価が行われることが決定した。

【法人祭り及び仕事始め会の開催】

前年度から江戸川区立福祉作業所の指定管理運営が法人に任せられ全体での職員数は約 100 名、法人が運営する事業所でのサービスを利用する方も 300 名以上の人員となった。規模が大きくなって初めての試みとなる『第 1 回江戸川菜の花の会祭り～2013～』を、葛西公民館近くの滝野公園を借りて開催した。当日は、行政関係者、福祉関係者、地域関係者、法人関係者を含め約 500 名が参加しての盛況な会となった。又、これも初めての企画となる『法人仕事始め会』がタワーホール船堀 2 階宴会場を借り切り、約 270 名の利用者、職員を集めて執り行われた。理事長の新年の挨拶と決意を聞いた後、新成人者のお祝いと挨拶、事業所ごとの紹介と続き、平成 26 年の 1 年間をスタートする祝いの会となった。

【広報の充実】

平成 23 年度より発行された法人の広報紙『菜の花だより』を今年度は年 4 回発行した。(23 年度 2 回、24 年度 3 回の発行) 法人の取組みを紹介する情報誌として今後さらなる充実を図りたい。他には法人ホームページを適時更新しており、毎月新規で 40 件ほどのアクセスが確認されている。